

平成 20 年度 第 7 回 官業改革タスクフォース 議事概要

- 1 . 日時：平成 20 年 10 月 31 日(金)16:00～17:00
- 2 . 場所：永田町合同庁舎 2 階中会議室
- 3 . 議題：消防法危険物施設に係る自主検査認定制度について石油化学工業協会からのヒアリング

4 . 出席者：

石油化学工業協会 技術部次長 岩永 清志 氏

東燃化学株式会社 環境安全部

セーフティーアドバイザー 木村 隆 氏

新日本石油株式会社 環境・品質本部 社会環境安全部

環境安全グループ チーフスタッフ 田島 秀一 氏

【規制改革会議】安念主査、鈴木良男参考人

5 . 議事概要：

安念主査 今日はお忙しいところ、お出ましをいただきまして、本当にありがとうございます。消防法上の危険物の自主検査につきましては、当会議が前身の組織からずっと規制改革、あるいは官業改革の一つの重要な柱と位置付けておりまして、技術力のある企業が自分の責任でやったことを基本的には認めるというやり方で、私どもはちっとも構わないと考えてまいりました。技術的で、余り世間に注目されるような事柄ではないのですが、規制改革の精神の非常によく表れた分野でございますので、やはり、非常に重要なことだと考えております。

今日は御専門の皆様にも、現状がどうなっているのか、どのような御要望がごありか、ということについて承って、私どもが教えていただくという趣旨でございますので、どうぞ、よろしく願いいたします。それでは御説明を 15 分か 20 分ぐらいしていただいて、その後、質疑とさせていただければと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

岩永氏 私どもは石油化学工業協会では保安関係の規制改革の検討を保安・衛生委員会で行っています。その下部に規制改革検討ワーキンググループがあり、今日はそのメンバーの副主査の東燃化学の木村と、そのメンバーの日石の田島さんの二人に来て頂きました。詳細な中身については、木村より説明させていただきます。

木村氏 東燃化学の木村でございます。私、石油化学工業協会ではこの保安・衛生委員会の下の規制改革に関して、もう 10 年以上、取り組んでいまして、毎年、規制改革の要望を経団連等を通じてお出しするときに、ほぼ毎年、同じように、基本的なスタンスはあくまで民間開放できるものはする、そして自主管理がこういうコンビナートの事業者にとっては最も望ましいと。それが保安の実効も上がる方法であるという立場から、いろんな面から要望してきております。

その中で一番核になるのが、検査は自分でやる、日常的な運転を見ている立場から定期的な法定の検査、こういったものも、それから改造等を行った後の完成検査と呼ばれるものも基本的に自主管理、自主検査を通してほしいということで、毎回のよう過去から要望はしています。

そういう中で、今回、消防関係について特に重点的に動きがあったわけですが、消防法でいう法定検査は一般的にはまず完成検査がメインになります。といいますのは、「定期的に毎年、検査しなさい」とか、「5年ごとにタンクを開けて開放して検査しなさい」とかいうのは特殊なものであって、基本的には設備を変更することを申請して許可を得た場合、その許可を得た設備について変更後の完成検査を行政の検査を受けた上でなければ使ってはならないというふうに、法律上、なっています。そういう法律の枠組みのもとで、今年、自主検査をある程度、認める意味でいろんな改善が図られたという理解をしています。

お手元の資料で横書きのものがありますが、私どもの消防法に関する完成検査認定制度の改正要望という横書きの資料で、最初のページに要点をまとめています。現状は法定の完成検査、これは市長、行政のレベルによっては市長ではないケースもありますが、一般的には市長、その委任を受けた消防当局の権限になっています。ということで、認定事業者といえども検査データを市長に提出して、その審査を受けてからでなければ、完成検査としては認められないというのが現状です。

それだといろんな問題があるということで、最終的に私どもが要望しているのは、下にありますが、検査と、それからその結果判定、併せて認定事業者に一任させていただきたいということで、検査結果を届け出るという法的な手続、内容審査ではなくて「検査をしました」という結果を届け出るという法的な手続だけをもって設備の使用開始を認めていただきたいというのが、基本的な要望だということです。

そういう要望をさせていただいている根拠、理由ですが、その次のページです。2ページとあるのは、これは現行の完成検査の流れです。設備の変更工事、これが完全に完了する、保温や塗装という最終段階の仕上げまで終わったその段階で社内検査をして、一応、合格と判断された場合に検査記録、検査報告書を作成し、それを消防当局に提出します。

消防当局はその内容を審査する。書面審査ですが、その結果、合格と認められれば「完成検査済み」ということで判を押して、済証として返していただける。そういう手続になっています。これはあくまで消防さんが検査責任者であるという法的な制度によるものです。

この流れを待って、使用開始をするがために、実際に社内で完全に検査を終わった後、書類を揃えるという時間がかかりますし、行政さんの手続を、審査を経るという手続がかかります。最低でも1日、書類をつくるのに手間取れば2日かかるということになります。

この辺を一日でも短縮したいということで、次のページのようにさせていただきたいということですが、変更工事が完成した後、社内の検査で合否判定をした後、右の方へ行っ

て、社内的には検査記録の作成。これは当然、やります。記録を残さなければいけませんから。それから、社内の第三者機関が検査記録を含めて確認をします。これも幾ら自主検査といっても、当事者だけの検査で合格とはできませんので、第三者機関での確認をやりません。

それが終わったら、左下に戻って使用開始できるようにさせていただきたいと。その間に行政への届出、報告書、これは出す。報告書は必ずしも審査をしていただく必要のない形式的な届出という位置付けになると思いますので、メールでもいいのではないかと。これをやらせていただければ、あくまで社内で第三者で確認する日数だけあればいい。一般的にはこれは同時で立会確認をやれば、同時に済むし、それができない場合でも終わった後、すぐできることですので、ほとんど時間をとらない。これをやることで、一日程度、ロスタイムが短縮できるはずだというのが私どもの考え方だと。

こういうふうにしたときに、現場にどんな設備ができたのか、消防さんが全然見ないままで、そのままずっと使用されていくと、いざというときに消防さんが消火活動のために立入り等に来られたとき、または消火活動そのもののために来られたときに、どこに何かあるかわからないということも好ましくないというのであれば、現状のシステムで立入検査を年に一回、やられています。そういう中で完成した設備を御案内して見ていただくことはいつでも可能と。これは行政としての権限として、いつでも可能になっています。最終的にこういうやり方にさせていただけるとありがたいというのが、私どもの今回の長い目を見た要望の内容だということです。

この3ページと書いたような流れにするがためには、今の法律の枠組みの中でやっているとちょっと無理があると理解しています。市長が検査（現行認定制度のもとでは検査結果の審査）をすることになっていまして、市長が検査をするまで使用してはならないとなっている法律の枠組みを若干変えなければいけないのではないかと、考えています。

以上が表面になりますが、4ページの方はこういう要望を出している根拠、背景として、現在、いわゆる保安の4法あるうちの、ここで高圧ガス保安法、それから消防法、労働安全衛生法、3つの法律が設備の検査、維持管理の検査も含めて、完成検査と運転開始後の検査とをどう位置付けているか。だれがそういう権限を与えられているかについて、認定制度を含めて示したのがこの絵でございます。ただ、この絵はちょっと内容が古くて、数年前につくっていますので、今年の消防法の検査制度の改正点はまだ反映できておりません。

それから、5ページ目とあります資料は、こういう消防法なら消防法単独というよりは、長い目を見たときにすべての関連法規、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、こういうものをすべて網羅的に一定の認定制度のもとで自主検査というものを、同じように認めていただくにはどうしたらいいかということで、私どもの石油化学工業協会の中でいろいろ論議をした将来像の一つのモデルでございます。

これについてはまたこれから詰めていかなければいけない立場で、いろいろ、論議が続

いておりますけれども、私どもの頭の中にある将来像はこういうことであるというふうに、御理解いただけるとありがたいと思います。

あと、A4の縦書きで数枚の資料が付いております。これはもうちょっと具体的に、現状の検査に係る認定制度などを細かくまとめた資料となっておりますので、この内容を概略まとめたものが、先ほど、御説明したものだということで御理解いただければいいと思いますので、ここではちょっと説明を割愛させていただこうと思います。

一応、以上、私どもをお願いしたい、かねてから要望しているポイントを簡略にまとめさせていただいて、御説明をさせていただきました。

安念主査 岩永さん、田島さんから補充していただくようなことはございますか。

田島氏 私からは特にございません。

岩永氏 一応、石油化学はコンビナートにあるというのは御存じですね。石油化学の設備は保安4法で規制されていまして、似たような設備でもそれぞれ違うところで検査をしています。これが要するに将来像に示したように、一か所の検査機関でもって、高压ガス保安法、消防法、安衛法など、一度に検査が済むと非常に楽だという感じで思っています。各法律毎に検査していますので、非常に苦労しているというのが現状なのです。

安念主査 そうですね。施設は同じものなのに、観点が違って、所管している役所も違って、そういうふうになっていますよね。

岩永氏 自動車で例えれば、タイヤが高压ガス、内装が消防とかいった感じですね。

安念主査 そうですね。この4ページの概要図ですが、今年の消防法改正、消防法本体ではないけれども、改正を反映した絵を描くとすると、口で言っていたかとどこをどう直せばいいことになりますかね。

岩永氏 認定対象範囲の屋外タンクの1千KIの制限事項が撤廃されました。

木村氏 真ん中の列が、列というか、行ですね。消防法関係ですけれども、まず、縦に見た完成時検査または完成検査、変更工事後の完成検査。ここに関しては改正点は範囲が広がったということで、ほとんど対象工事の範囲の制約がなくなったというのが大きいですが、それはこの絵の中には出てきておりません。

右手の方の保安検査、これが1万KI以上のタンクについて市町村長、またはKHGKとあります、危険物保安技術協会の検査であること。ここは変わっておりません。したがって、この絵そのものはこれで活かせると思いますが、ただ、範囲が今まで制限付きだった部分が相当なくなると御理解いただければと思います。

鈴木参考人 それはどういう意味ですか。範囲が広がったという事柄は、完成検査をするよという範囲が広がったのだから、むしろ、どちらかという規制としてはうるさく介入してくるという意味に聞こえてしまうが。

木村氏 そういう意味ではなくて、消防の完成検査について認定事業所、この青いマークをした丸の事業所ですが、この事業者の検査が許される範囲が広がったということです。危険物保安技術協会の検査の範囲は狭くなったと。

鈴木参考人 こちら側の方がね。現行工事完成検査は一応、建前としては検査は向こうでやることになっているから、認定事業所の範囲が広がったということですね。

木村氏 範囲は広がった。

鈴木参考人 範囲が広がったということは、自主検査を少しでも認めるようになったということですか。

木村氏 先ほど言いました、最終的に書面確認にしる、市町村長の責任であることはどちらも同じですが、そういう現地に来ていただかないで、書面審査だけで判こを押してもらえそうな種類の工事範囲が今までは物すごく限られていましたけれども、それが大幅に広がったのが今年なのです。

安念主査 「大幅」という御認識ですか。

木村氏 大幅に広がったという感じです。例えば、タンクを開放検査したときに、ちょっとした傷などを補修しなければいけない。でも、それは全部、許可を必要とする。したがって、完成検査を必要とする手直しになります。それは手直しの都度、完成検査が必要なわけですから、それが従来は自社では最終的には許されていませんでしたので、消防さん、または実際、指示を受けた協会さんが確認するまでは、実際には使えない。それが今年からは。

鈴木参考人 その場合は検査をするのは消防検査協会か何かでしたか。

木村氏 そうですね。消防さんか、または場合によっては、タンクですから、危険物保安技術協会の人に来られることもあります。そういう専門家の目で現場を見て初めて許可がおりたわけです。

安念主査 その改正で広がった絵は配りましたよね。ありますか。もし、あるなら、今、コピーをして配っていただけませんか。消防がやる、勿論、法律上は市町村長になるわけですが、その実際の仕事は消防の人がやるわけです。消防署の人にこういうものの巨大な施設を点検して安全性を確認するという技術は、基本的にはないのではないのでしょうか。

木村氏 技術。どう言ったらいいでしょう。例えば圧力容器とか、専門の構造物であって、ちゃんとした手順を踏まないと、ただ見ただけではわからないような、そういうものもありますし、通常の消防の危険物設備、消防法の危険物設備の検査は見ただけでわかるものも結構あります。

安念主査 そうですか。

木村氏 タンクになると専門家の目で見なければいけないということで、タンクの手直しをしたときの完成検査は、大体、そういう専門家の協会さんの方でやられると。けれども、配管を引いただけというような場合、目で見てわかる。でき上がりの姿を目で見て最終オーケーするというのが、この完成検査ですので、それは消防署長さんというよりも、市の本局、消防局の専門家に来られることが多いです。

それは工事のレベルによって千差万別ですが、余り専門的なチェックは必要とされない検査なのだけれども、「やはり、現物を見たい」ということで消防さんが来られるという

のが、従来、タンクについては適用されていました。それから、大規模な改造もそういうことでした。けれども、今年の1月以降、タンクも含めて書類だけをお出しすれば、書類確認で検査証がいただけるようになったというところが違います。

安念主査 そうすると、御要望は自主検査ができる工事の範囲をもっと拡大しろということでは必ずしもなくて、むしろその書類を見る一日のロスを何とかしてくれという方に主眼があると解釈してよろしいのですか。

木村氏 もう、今年の消防さんの対応をいただいた後、残っている課題はそちらです。そういうことです。

安念主査 今、お客様にお配りしました。消防の方の言い分では、午前中に申請があれば、もうその日のうちには検査済証を出すのだから、数時間のロスではない、ということのようですが、実態はいかがですか。変更というのは実は非常に細かいもので変更なわけですね。

木村氏 許可が必要とされる変更ということですね。

安念主査 勿論、そうです。

木村氏 だから、「軽易な変更で、これは許可は要らない、届出だけでいい」というのは、もともと申請した時点でわかるわけです。許可を要するとなった時点で、それはもう新たに物ができ上がったような、配管1本、バルブ1個を付けただけでも、それは許可なのです。

安念主査 そうでしょうね。

木村氏 現場を見に行っても、見る場所は「これだけのバルブを1個、見るだけ」とか、そういうのが結構ありますが、そういうのも含めて書類審査をするわけです。その程度であれば、こちら写真をつくって、検査記録をつくって持っていくのは、それは夜のうちにやればできますから、翌日、朝、持って行って、その日のうちに許可をいただける。ただ、工事はいろいろありますから、書類をつくる方も半日、昼までかかると。そうすると、もう、その書類を持っていても、その日はもう使えないわけです。

安念主査 なるほど。

木村氏 やはり、半日というのが、現実には一日になることが多いと御理解をいただけるといいんですけどね。

安念主査 なるほど。

鈴木参考人 ちょっと念を押させてもらいますが、従来は変更工事に関わる認定事業者という事業所の数は非常に狭かった。こういうことですね。

木村氏 そうです。

鈴木参考人 そういうことですね。そして、このところが検査したものは、この消防完成検査に持っていくというと、ちょっと見るだけだから、余り大した、本当の審査ではない。こう言いたいわけですか。

木村氏 規模によると思います。

鈴木参考人 だから自主検査が、従来、この問題は、2005年にこの保安4法は変えるようにという事を提言したのですが、それまでは自主検査は消防には認められていなかったのです。それに対して自主検査に道を空けると。高圧ガス保安以外はだめだったけれども、「道を空ける」ということを言って、かなり消防の方は抵抗したし、厚生労働省の方の労働安全衛生関係の方も抵抗しましたが、これもオーケーだという事になって、当初「3年ぐらい時間が欲しい」と言っていたけれども、2年にしましたが、2年の間に「自主検査を認めるようにしなさい」という、そういう事をオーケーさせたのです。ここのところで私が聞きたいのは、従来のこの認定事業者、事業所は、そういう概念は私の記憶では余りなかったような気がします、あったのかということ。

その認定事業者の持っていくものは、その人が「オーケーだ」と言って出したら、その検査証、「検査をしました」というのを出したら、もう、それはフリーパスでオーケーになっていたのか。そうしたら、自主検査になっているわけですね。消防、市町村長が判こを押すのは全くの形式行為だったと。しかし、そういうような自主検査のルートはあったのか、なかったのか、ここのところはどうでしょうか。

木村氏 あくまで書類審査ではあっても、審査をしているのは市町村長。

鈴木参考人 一応、形の上では見ていて。

木村氏 そのために現物、現場を見るのと同じようなレベルで書類で物がわかるように、写真を撮ったり、それから実際の検査をやっている。

鈴木参考人 わかりました。そうすると、従来の変更工事に関わる認定事業者とは、一体、何者ですか。その人と、そうでない普通の人。認定事業者であるからにはね。

木村氏 書類を整える、本来であれば行政官が検査に来られたときに見るべきポイントについて、あらかじめ社内で確認をし、それを写真や記録に残して、書類をお届けできる権限とそれだけの技量を持った業者ということになると思います。

安念主査 認定する権限を持っているのはだれでしたかね。

木村氏 市町村長。

安念主査 首長。その認定行為は、認定することだけのための申請といったものがあるわけですか。

木村氏 勿論、認定申請をして。

安念主査 個別の工事に係る許可の申請ではなくて、認定事業者として認定されるためだけの申請が別にあるんですね。

木村氏 あります。

鈴木参考人 だから、消防庁に言わせたら、「2005年の約束は見事に守りましたよ」と、「何となれば、ここの認定事業者の範囲を広げてやりました」と、こういう返事になってくるんでしょうかね。

木村氏 私どもの要望なり、この行政というのか、この機関の立場がその検査をどう定義したかによると思うのですが、検査はその結果を判定し、使ってもいいと判定すること

だと私どもは考えています。その権限は今の認定制度にはありません。

鈴木参考人 ということは、要するに建前としては変わっていない、自主検査は認められていないということですかね。

木村氏 私どもはそう考えています。消防さんはそうは割り切られないと思いますが。

鈴木参考人 手続上は少し楽になっているとか、あるいは半日で検査証を、本当かうそか知らないけれども、くれるという便宜はあるけれども、建前は変わっていない。こういうことですね。

木村氏 そう考えています。

鈴木参考人 そうすると、その建前を変えないで、あなた方がおっしゃっているような完全自主検査なり、あるいはプールによる自主検査というところには行かないですよ。プールによる自主検査というのは、プール機関による検査は官による検査ではないという建前ですからね。

木村氏 そうですね。検査そのものは自主検査でやって、それを検査で合格だったということを、法律上、行政手続上、どうやって届け出るかという問題は勿論あるでしょうが、検査そのものの権限は我々自身にいただきたいというのが、すべての法に対して主張したい点だということなのです。

鈴木参考人 自主検査というものの要望はそういうことですよ。検査を自分でやれと。そして、検査をやったということ届け出るをもって足りるとしると。それから、あなたがおっしゃっているように、どこに何があるかを見るという権限を行政に必要によって残しておくのは結構だけれども、要するに検査をオーソライズするのは自分だと。こういうことですよ。要するに届け出て、「検査はしましたよ」ということを納得させる。それだけのことですよ。

木村氏 そうですね。それが私どものすべての法律に関するスタンスなのですが、その目で見たら、今の消防の認定制度、これは。

鈴木参考人 ということは、答申は見事に実行されたようなふりをして、実は何ら実行されていないということ。

安念主査 そこは見解の相違でしょうけれども、自主検査は一種の俗語だから、実質的にはその事業者が自らやったことが結局は通るということを自主検査というのであるとすれば、その自主検査、いわば括弧付きの自主検査が認められる範囲は確かに今回の法令の改正で広がったわけですよ。タンクの容量がどうか、それから、敷地外の画像がどうかという意味では、それは広がった。

しかし、今、木村さんがおっしゃり、それから鈴木先生が確認されたように、事業者の自主的な検査がそのままオーソライズされる、法的に有効なものとなって、市町村長というか、官の判こはそもそも要らないというまでの自主検査にはなっていない。

鈴木参考人 難しいところですね。

安念主査 これは難しいところですよ。実質を取るか、形式を取るかというせめぎ合い

でもありますね。しかし、必ずしも形式だけの話ではないわけで、つまり、どっちみち、多少なりとも重い工事になれば、やはり一日、一昼夜、損をしてしまうということに結局はなってしまう。そういう実質の問題もありますよね。

どういう攻め口でいくのかね。やはり、最後は消防というか、市町村長が見ないと、ただ業者が自主的にやったことでそれがファイナルになるのは心配だと、それは必ず言い出すわけですよ。

木村氏 参考になるのが高圧ガス保安法で、自主検査制度ですね。これはもう社内にそういう検査・管理をする組織を持って、それが機能していることを定期的に確認する認定の審査、それから行政によるフォローアップの立入り等があって、それによって責任が最終的に民間に移されている。そういうやり方は、法律上、枠組みとしてはあり、一つの例はありますということ。

安念主査 そうなのですが、これは私がそう言っているのではありませんよ。役所側は「いやいや、そう言っても、高圧ガスは要するにガスだけだ。ところが、消防はありとあらゆるものが消防に引っかかってきて、タンクだけの話ではないから、それはやはりガスとは一緒には議論できないぞ」と、必ずこう言ってくるのですが、しかし、問題は種類の問題ではなくて、どこに専門知識があるのかということの方が問題だと思いますけどね。

木村氏 むしろ、私どもがそこで違うのは何かと言われたら、高圧ガスの場合は圧力容器ですから、専門の技術者でないと検査はできません。そのために、検査を民間に委ねるためには細かい検査の項目とか、そのための判定基準とか、そういうものを全部、細かく、行政側が定めています。また、民間のそういう規格を認めています。

消防さんの場合は、そういうはっきりした認定、検査項目なり、検査の判定基準なりを文章化できないというか、ノウハウでやっている部分が多いのです。どういう条件だったら合格にするか、それは文章化はなかなか難しいと。そこを心配されているのではないかと、率直な感想は持っています。

鈴木参考人 初期、消防にしても、労働省についても一番言い募ったのは、「高圧ガスの自主検査の内容をよく見てみる」と。それには間違いがたくさんあって、事故、その他、が山積しているということを盛んに言いました。

安念主査 そうですね。

鈴木参考人 それに対して、通産省は「何を言うか」というので水掛け論になって、「両方でここでけんかし合ってくれ」と言ったけれども、両方とも逃げましたね。

安念主査 そうそう。高圧ガスについては何か細かい、それは人身事故までには及ばなくても、何かいろいろ、実はあるのだと。消防は「それを、事故があるのを横目で見ながら、いや、こちらの方も高圧ガスに合わせて文字通りの自主検査でいいというわけにはまいらん」ということも確かに言うておりましたね。だから、彼らには彼らの言い分があるわけでしょうから、それにどういう手立てで対抗していくかということですね。

木村氏 検査の内容がいろいろ違う、専門知識が要る。それはそれぞれ、一長一短、当

然、差があるのは当たり前だと思うのです。けれども、それをどうやって検査するのが最適かというのを一番わかっているのは、我々、事業者だとはっきり言わせていただきたい。だから、そういうのも含めて、ちゃんと責任を持って検査をするのだという体制、またはそれを検査をしていることを確認するという第三者的なチェックの機関が更にあるという体制をちゃんと見ていただければ、あと、具体的にどう検査すべきかというのは、例えば審査のときに「どういう検査をするから、これで認めてください」という申請をする方法もありますからね。それをもって消防は「だめよ」ということにはならないはずだと思うのが、私どもの考え方です。

安念主査 筋論はそうでしょうね。

事務局 ちょっと、お伺いしてもよろしいですか。

安念主査 どうぞ。

事務局 こちらの資料の2ページ目のところを拝見させていただきますと、4行目、「消防当局に検査記録・検査報告書を提出、内容説明」とございますけれども、ここはあくまでも、この「内容説明」というのは書類ベース、つまり、何か。

木村氏 お持ちして、写真等で「こういうふうにできましたよ」と。「検査をして、これで合格でしたよ」ということを口頭で説明するのが、一般的なやり方です。

事務局 何か、やはり現地に見に行くとか、そういうことがあり得るのですね。

木村氏 「追加でこの写真を出してくれ」と言われたりすることはたまにあるようですが、「資料ではわからないから、私が現地へ行くよ」というケースは、私どもの記憶ではありません。「資料を追加で出せ」というぐらいはたまにあります。

事務局 ただ、あくまでも書類ベースでの書類審査ということ。

木村氏 そうです。

事務局 そうすると、書類で、先ほど、安念主査からもあった「どこに専門的知識があるか」ということですけれども、書面でどこまでわかるかというのが、ちょっと、私の中でまだはっきりとしていないのですが、書類ぐらいであれば、書類で済む話であれば、それこそ後で届出にして、後で現地に行くような機会を、別途、できるようにしておけばいいのではないかとおっしゃっていることは、何か、そのとおりだなと単純に、すごく単純に思ってしまうのです。

ただ、私はその中身の技術的なところの知識が十分でないので、そうではなくて、やはり、かなり書類のチェックも専門的な知識なりノウハウがあって、そこで文字ベースで見て、この数値とこの数値を見たときに例えばこういう関係だと、これはかなり危ないぞというノウハウがあるようなものなのであれば、それはやはり書類チェックをする意味があるのかなという気がするのですが、単に項目が埋まっているとか、きちんとそれを行った、やっていないというところの機械的なチェックレベルであれば、まさにそんなものは後でもいいのではないかと気がするという気が、届出という形でいいのかなと思うのですが。

木村氏 外見、周囲の設備との間隔とか、図面で表示されたその区画の中にちゃんと物

が収まっているかとか、それから消火設備がちゃんと適正な場所に付いているであろうかとか、そういうところはやはり写真でないといけませんから、写真で重点的に御説明する内容はそういう目視、外観から見て、本来、現場へ行ったら見るであろう場所を写真で表示するということが一般的です。

事務局 そこでその写真で表示した結果、ここここの間隔がちょっと十分でないということがあった場合には、そこで指摘があって、それでどうなるんですか。

木村氏 資料が足りないだけだというなら、それは口頭説明で後で資料をお届けするというケースはあるはずですが、ただ、あらかじめ申請許可をいただいたときと、どうも物が違うように見えるということであれば、戻って、例えば距離を測り直すとか、そういうことをするケースはあり得るとは思います。

事務局 そこでストップがかかって、「この距離は、この間隔はこれでは足りないから」と言ってストップがかかって、かかることもあるわけですね。

木村氏 そこから先は、申し訳ありませんが、この従来認定制度で実際に認定事業者が認定完成検査をやってきた実例が極めて限られているんですね。

岩永氏 我々のところで六十何事業所ありますけれども、過去に認定を取得した事業所が1事業所ありましたが、そこはもう認定を受けるのを止めています。もう1件が、これは北九州で、要するに消防からの勧めで取ったのがあり、現在、その1事業所が認定を取得しています。

木村氏 だから、今、そういう限られた事業所の経験でお話ししていますので、実際に検査が終わったつもりで書類を届け出たけれども、それが許可された書類のとおりになっていないからどうであったかという実例は聞いていませんので、あとは推定になってしまうのですが、もう、そういうふうにチェックをされて、再チェックが、戻ってから再確認が必要な状況であれば、それは使う側も書類の不備ということになりますから、戻って再確認をして、もし異状があれば、いずれにしてもそこでストップはかけるということになると思います。

事務局 もう一点だけ、済みません、長くなって申し訳ありませんが、先ほど、高圧ガス保安法の方には割と細かく検査項目といいますが、検査の視点が書き込まれていて、消防の方は割とそこまで細かくは書いていないというお話があったかと思いますが、そうになると、皆様のところでこの検査記録、検査報告書というのは何に基づいて、法律の下に何かあるんですか。

木村氏 そうはいつでも、例えば配管だったらどういう材料を使わなければいけない、それから地上どれぐらいの高さを走らせなければいけないとか、いろいろ、条項は20項目ぐらいは、一応、規則の中に書き込まれていますので、それを裏付けるような形の報告書、ないしは写真等でそれを裏付けることをやります。

あとは消火設備。消火設備についてはあらかじめ「どこにこういうものを置きます」というのを、許可をいただく前に申請の中に入れていきます。それで「それがちゃんとありま

す」ということを示します。

安念主査 今、おっしゃった「許可」とは何の許可ですか。

木村氏 設備変更に関する許可の申請をまずしますね。設備をいじりたい、変更したいときにはまず申請をし、それに対して「変更してもいい」という許可をいただくわけです。

安念主査 なるほど。そうか、わかりました。

木村氏 そのときに、「こういう改造ですよ」という図面や何かを出すわけです。今度、物ができた後、完成検査をやるときにはその届出、許可をいただいている図面と照合するわけです。

安念主査 わかりました。

木村氏 消防さんも同じことをされるわけですから、チェックするであろう、その図面上で例えば消火設備は何m以内に置いてありますとか、それから保有空地と呼ばれている必要な空地の幅がここからこれだけとれていきますということを、図面であらかじめお届けしています。それを完成検査の中で再確認すると。

安念主査 わかりました。家で言えば建築確認のようなものですね。

木村氏 そうです。それは一応、現行の法令で20項目ぐらいはチェックポイントがあります。それはやります。ただ、そこに取り付けた機器そのものについて溶接部がどうだったとか、そういうことまで検査するには消防の法令ではなっておりませんので、その辺は事実上、我々、事業者側が必要と思う検査をやるということになります。

鈴木参考人 とにかく、2005年のときには消防と労働省方が、随分、嫌がったのですよ。それに対していろいろ説得した結果、「そういうふうにしてやりましょう。ただし、時間は少しください」という話で、それがそのまま閣議決定されているわけです。

だから、何をするのかといたら、事実上は「向こうで調べてきたものをそのまま鵜呑みにするから、いいじゃないか」と言っても、その最後の形式的なというけれども、実は意味を持っている市町村長による判こによって初めて検査が完了するというそのシステム自体をやめてくれというのが自主検査の要望だったわけだから、「それはやめてください」、
「そうでないと、閣議決定違反ですよ」という事を我々は言える立場にあるわけです。

だから、それを言うということが私はポイントだという感じがするが、そのときに自主検査はすべての事業者ができるわけではない。できない人もいる。そのできない人のために第三者検査を受けるようなシステムをつくるのではないか。それが大きく広がると保安4法をまたいだこの最後のピクチャーのような検査機関になるのでしょうか。とりあえずの問題としては、高圧ガスについては一つの塊としてできている。それから、消防法についてもいわゆる自主検査機関といいますか、自主検査を自分でできないのは第三者検査によって満たす。そのことも制度として設計する必要があるのではないかと思うのですが、それを設計する場合には例えば今の消防の検査の場合に、第三者に委ねるといふとき、それはどういう機関が考えられますか。

木村氏 今、消防さんが検査をするときに、タンクであれば専ら一手に引き受けている

専門の機関がありますが。

鈴木参考人 消防は部分部分に分けるわけですね。

木村氏 我々として、余りそういう分野別の専門機関は考えたくはないのですが、実際にそういう得意、不得意があるのは避けられない。特殊な耐熱材料とかそういうものを扱う高圧ガス向けのそういう検査機関もありますし。

安念主査 そういう検査機関は、どこが母体になってできているものなのですか。自然発生的に、ただ何となくできるという性質のものとも思えないのですが。

木村氏 もともとがそういう行政さんの延長として、別働隊として設置された機関がベースにならざるを得ませんよね。

安念主査 そうでしょうね。

木村氏 ボイラーであれば、そういうボイラー協会、ないしそれに類似した検査機関。

鈴木参考人 ちょっと話が飛んで悪いけれども、高圧ガスの場合には高圧ガス保安協会が昔からずっとありましたね。あれは検査を事実上、やるのですか。もう、そういうことは一切やっていないのですか。

木村氏 認定事業者以外に関しては、高圧ガス保安協会が今でも検査をやります。実際には、それぞれの地域の協会が別にありますけどね。危険物の大型タンクであれば全国共通ですが。

鈴木参考人 そうすると、高圧ガスの場合は一まとめでやる機関があるということですね。消防の場合は幾つかの機関に分かれているから、だからタンクをやる人、それから何をやる人、配管をやる人というので専門家が違って、一まとめに「検査はあなたに頼むよ」という事柄はできないということですか。

木村氏 そこはそうではありません。

安念主査 最後のこの絵ですよ。

木村氏 法定検査を第三者がやる場合に、一般的には、例えば高圧ガス保安協会にしる、それに替わる別の機関にしる、高圧ガス設備全般はカバーできます。私どもが考えているのは、そういう協会がタンクも、また危険物設備もやってもいいのではないかと思うのですが、なかなかお互いに、相互に相手の職域に踏み込むことが現実には進んでいないというのはありますけれども、少なくとも、高圧ガス設備はいろんな種類の型の高圧ガスを全部、引くくめて一つの機関がやれるようにはなっています。

鈴木参考人 高圧ガスはね。だから、一応、物事の順序として、いわゆる保安4法に関係するすべての検査機関を一気に統合してしまうというのは、これは一つの理想で最終ゴールかもしれないけれども、なかなか、お互い様の法律の垣根というものはあるわけだから、その権限も絡んで我が身を守るということになるなら、まず高圧ガスだけ、まず消防だけ、まず高圧容器だけというふうに分けて、そのところで一つの検査機関を、検査機関といっても国ではありませんよ、国でも市町村でもない、いわゆる第三者機関で、その。

安念主査 民間ですね。

鈴木参考人 民間ですね。民間をつくってやらせる。勿論その能力のある者には自分自身の自主検査を認める。能力のない者には民間検査で代替することを認めて、行政は届出を受けたときにそれでオーケーということを使う。そういう仕組みが、ゴールだと思うのです。

ゴールはそれら全部をまとめてしまうことですよ。まとめてしまうそのゴールまで行くためには、今言ったような道を通る必要があるのではないかという感じがするものだから、そういうことがネクストステップ。それからラストステップは一つにしてしまえと。そうしたら、保安4法だなどというもう何年も言われ続けてきた重複行政の最たるエグザンプルがなくなるのですがね。

安念主査 問題は高圧ガスについては全国どこでも、一応はできる民間の検査能力のある団体があるとしても、消防法は最前からお話があるように、何と言っても検査の対象自体が多様多様なので、消防法全体について面倒を見られるような民間の検査ノウハウのある団体は、今は勿論、ないわけですよ。これはどうですか。

木村氏 論理的に言いますと、消防法に係る危険物設備特有の構造を持った、特有の技術を持った設備は、多分、タンクだけだと思います。油タンク。油タンクに関しては高圧ガス法の検査ができるからといって、すぐ、ああいう大きな、溶接線が物すごく広い、そういう設備を同じように検査するわけにはいきませんので、あれはあれで、とりあえずは専門技術の部分だと思います。それ以外の設備は消火設備を除いたら、高圧ガスと同じでいいと。高圧ガスと消防の危険物設備と何ら変わるところはないと思います。

鈴木参考人 「行って見るだけだ」、「そんなに迷惑をかけていない」とよく言いましたよ。「私らはそんなに迷惑をかけていない。行って見るだけだ」と。

安念主査 消防がね。

鈴木参考人 「半日で見ただけなんだ」と。

安念主査 そうですか。それなら行かなくてもよさそうなものですね。

鈴木参考人 やはり、行かないとね。

安念主査 行かないと、安心できない。

鈴木参考人 責任は持たないけれども、責任を持ったふりができない、ということ。

安念主査 それはわかりますけどね。

木村氏 勿論、消火設備、消火器具、それぞれで検定制度等があったりしますから、これはそう簡単には素人には任せられない部分だろうと思いますけれども、それ以外は特別扱いをしなければいけないものはないと思います。

安念主査 そうですか。

鈴木参考人 見ないんですね。そのタンクはほかの法律では、高圧ガスとかそのほかの一圧容器とか何とかの方では見ない。

木村氏 危険物タンクは高圧ガスの適用はありません。労働安全衛生法から言えば、一

応、対象ではありますが、労働安全衛生法に基づく検査は消防法に基づく検査をもって替えることができます。だから、消防法に基づく検査さえやっていれば、労働安全衛生法に基づく検査を改めてやることは関係ない。

鈴木参考人 1,000KIとか何とかというので区別していたのは、そのタンクでしたか。

木村氏 そうですね。

鈴木参考人 要するに、消防法の方は大した検査ではない。だから、「大した検査ではないから、いいでしょう」と。

安念主査 それはそうなんですよ。そうなんだが、それも何か妙な話で。

岩永氏 この際、消防はどちらかという消防活動を念頭に置いていますので、設備の形態とか保有空地などの距離などを物すごく気にしています。

安念主査 そうそう。一応、土地勘、もし万が一のときのための土地勘というのはわかるのですが、しかし、それはそういう方法はほかにあるはずであって、日ごろから連絡を密にしておけばいいわけですから。

鈴木参考人 でも、全部、でき上がったときに、一番にまっさらなものを見て、「ここはこう変わったぞ」と。

安念主査 だから、何も「見せない」と言っているわけではありませんから、「どうぞ、御見学は御自由」ということでしょうか。

鈴木参考人 僕はそもそも、自主検査をオーケーだと言っておいて、自主検査とは何だと心得るかということで、消防に対して、閣議決定違反もいいところで、「それをごまかしてはだめだ。こちらが知らないと思ったら大間違いだ」と、ここで攻めていくしかないなと思いますね。

安念主査 一つの理念論としては、もう、明らかにそうですね。

鈴木参考人 そして、それをやっている中で、今、言っていたように自主検査をできる人とできない人がいるのだから、その人は第三者検査に任せようと。その第三者検査のためには、官の息がなるべくかからないような第三者機関を、これを集合してつくろうではないか。また、現実にあるのなら、それをうまく組織しようではないかと。

それから後は経済産業省も呼んできて、厚生労働省も呼んできて、消防庁が音頭を取って、保安4法に関する一つの大きなプール自主検査機関をつくろうではないかという話だと思います。それと同じことを厚生労働省にも言うし、経済産業省にも言うということだと思います。

安念主査 だから、安衛法と消防法はかなり検査の目的が似たところがありますよね。安衛法は直接には労働者を保護するわけだし、消防法は周りの人が危害を被らないように保護しているわけだけれども、いずれにせよ、人間を保護するためにやっています。周囲の人間を保護するために。

だから、今、おっしゃったように、一つの検査で他の検査を代替できるというのは、ある意味で当然ですね。その上で消防法上は、今、木村さんの御見解ではタンクと消火設

備だけはやはり専門的な知識・知見が要るだろうということですが、そういうものだと
して、タンクについて、あるいは消火設備については民間でも十分検査のできるようなノウ
ハウを持った団体というか、人々の固まりというか、そういうものは現にあると考えるよ
ろしいですか。

木村氏 民間という意味ではちょっと、タンクの検査を、今現在、それを仕事にしてい
る機関はありません。

安念主査 そうそう。今まで実績がないのだから。

木村氏 そういう意味では「今すぐにあるか」と言われると、「ちょっと、ない」とい
うお答えになると思います。当然、そういう法定の検査の前に社内で検査をやる保全係が
社内にはいますから、それは独立すれば、仕事があるならば、一つの機関ができるわけです。
だから、「つくろうと思えば、つくれますよ」というお答えになると思います。

安念主査 例えば、OBとか出向とかで、社内限りでは検査のできないケースに対応す
るため、今、鈴木参考人がおっしゃったような、いわば検査の出前をするような集団をつ
くろうと思えばつくれるということですよ。

木村氏 そうですね。

鈴木参考人 例えば、大きな会社はそんな検査は全部、自分でやっているわけでしょう。
だから、その大きな会社が検査料をとってやれば商売になるわけです。そうすると、手を
挙げる人はいるでしょうか。「そんな人のことなど面倒くさい、検査するのは嫌だ」と思
うのか、それは値段次第だということになる。

木村氏 これは今、完成検査のお話ですから、なかなか、安定した仕事かどうかという
論議が出てきますが、大型タンクになれば保安検査も同じように定期的に開放して検査を
しなければいけなくて、それは特定の協会さんでないと検査は今ではできませんが、それを
民間に開放することも可能性は十分あります。

鈴木参考人 でも、そういうので、そういう検査機関として認定されたら、それは普通
の自分自身のタンクを検査する保全係を持っている会社だけれども、そここのところの検査
はプレステージが高くなりますね。要するに、人様の検査もできるだけ能力を持っている
という話になってくるから、会社の名誉にもなるのではないのでしょうか。だから、商売
になると思いますけど。

木村氏 商売は成立し得ると思います。ただ、結局、そういう業者はコンビナート地区
に限られますので、消防さんのように「全国どこでも、いつでも検査しますよ」という活
動にはならないかもしれません。

鈴木参考人 だって、出かければいいではありませんか。出張すればいいので、そんな
に年がら年中、開いているわけではないし。

安念主査 もう、行く場所はコンビナートと決まっているわけですからね。

木村氏 大型タンクのあるところしかやらないという限りではいいと思いますが、「小
さなタンクもやってくれと言われても、ちょっと出張費がかさむよ」とか、そういうケー

スはあると思います。

安念主査 なるほどね。それは検査を受ける人の選択ということですね。今日はこの10月1日付の文書も拝見しているわけですが、このうち、真ん中からちょっと下の方の「記」というところで、黒丸が3つ付いておりますが、今日、伺ったお話は主として一番上の黒丸に係るお話と理解すればよろしゅうございますか。

木村氏 はい。

安念主査 併せて、次の2つの黒丸についても要望事項はおありになると。

木村氏 これは、「かねてからこういうことで要望してきております」という意味ですね。

安念主査 かねてからの。それぞれ、このような要望が実現して、自分たちで自主検査なり、自主保安検査もやれる、認定自主検査もできるとなっても、保安上というか、消防上、心配はありませんということをお聞きされるその書類というか、そういうものはもう既に御用意になっていらっしゃるのですか。

木村氏 裏付けるとするのはデータでということになるのか、それとも。

安念主査 筋論で。

木村氏 筋論であれば、結局、いろんな千差万別の装置、その特性を知って検査する。それで、それを確認して、必要であればその必要条件をフォローする。そういう環境にあるのは利用者自身であるから、ほかのどんな行政さんよりは適任であると。

安念主査 それはそうですね。筋論はね。

木村氏 そういうことを簡単にまとめた資料は、かねてより用意しています。それ以上、突っ込んで、例えば「海外ではこれだけ自主検査が認められています」とか、事例、「火災、損傷の事例がこの程度」、「自主検査をやっても特に問題はないのだ」とか、また「むしろ、保安に寄与しているのだ」とか、そういうものをデータで示せと言われると、なかなか、今は手元にありません。

鈴木参考人 例えば、油の事故の一般的な傾向とか、数字とか、あるいはその中での認定事業者、従来のもの、あるいは広められたものの事業者が占める事故の割合とか、そういう数字はありますか。

木村氏 先ほど申しました消防法の認定事業者が石油化学の分野では1社か2社、現時点では1社しかない。勿論、「無事故ですよ」という話ですけど、でも、「数字としてそれで信頼できますか」という話にはちょっとならないものですから。

安念主査 ここはなかなか難しいですよ。実績等を出せと言われて、出しようがない。

木村氏 消防さんがどうとられるか知りませんが、高圧ガス保安法で認定事業者が非認定事業者と比べてどれだけ事故が多いのですかとか、少ないのですかとか、そういう数字であれば幾らでも出せます。

鈴木参考人 それから、おたくは「一日がそれでなくなるのは助かるではないか」と言っているけど、「うそをつけ。半日だ」ということを消防の方が言っているわけですよ。

消防の方にそちらこそ「うそをつけ」ということは言えますか。

木村氏 ケース・バイ・ケースなので、こういう場合。

鈴木参考人 そんな半日のところもあるかもしれないけども、「調子のいい話だけ持ってくるな」と、「一般はそうではない」ということが言えますか。

木村氏 モデルケース的にお示しすることになると思います。「作業量がこれだけあるよ」と、「半日というのは結果的には一日になるんだよ」ということをモデル的なあれでお示しできると思います。

安念主査 これもなかなか、認定事業所が今は1か所しかないのだから、実績で示せと言われても、困ってしまう話ですよ。わかりました。よろしいですか。

鈴木参考人 この検査は全部で何日のうちの一日の得ですか。

木村氏 改造工事そのものはいろんな種類がありますから、あれですけど、火気使用をして、配管をいじるとか増設するという場合、事前に2日ぐらい、それから工事で二、三日、それからまたそれが完了できて使える状態にするのに一日、二日。最低、一週間はかかりますから、長い期間だと30日、大規模な改造ですと。一般的には1週間程度の中で一日早く使えるかどうかという問題です。そういうことです。

鈴木参考人 それだけ、認可の差だな。

安念主査 そうでしょうね。1か月かかるなら、半日ぐらい延びてもということはあるかもしれないけれども、1週間と見込んでいるのは、一日はそれなりに大きいですよ。

木村氏 計画的にやる定期修理工事の中で、追加で出てきたものの一日は、もともと30日ですよ、けれども。

鈴木参考人 やはり、「認可」という言葉にこだわるのがそもそも約束違反だと、こういう話。

安念主査 だから、やはりそれは放したくない。実質はもう全く自主的なものだけれども、やはり何か最後に残して、グリップは残しておきたいというのは役人が考える思考様式ですよ。この「かねて御要望」というのは、その「かねて」というのは何年間ぐらい、大体、同じことを御要望として繰り返していらっしゃるのですか。

木村氏 正確にはいつからになるでしょう。

安念主査 正確でなくてもいいですが、大体、3年とか、そんなものではなくて、もう10年ぐらい。

木村氏 検査。検査制度の整合化とか。

岩永氏 認定事業者の話については、2003年までずっと要望を出してきていたのです。それで2003年から官で要望の検討をやるというから、要望提出をやめています。

鈴木参考人 私らが初めてやったのは、1981年、臨時行政調査会のかなり大きな問題だったんです。

安念主査 そうですね。一番最初はね。だから、これはすごく歴史のある話ですよ。

岩永氏 そうです。これが消防法の認定制度ができたのが、そもそも、我々の要望で、

あれは 1999 年かにかできたのです。それで、出来たはいいけれども、余りにも低空飛行で、結局、使用できる対象範囲を物すごく狭くしてしまった。一番最初制度と言うことで、余りにも対象範囲を絞りすぎて魅力がなくなって、だれも認定を取らなくなった。それで、「対象範囲を広げてくれ、広げてくれ」という感じで、2003 年まで要望してきたのです。

安念主査 いずれにせよ、当面の要求は判こをつかなくていい、文字通りの届出制、あるいは報告制にしるというのもあるだろうし、それから保安検査、定期保安検査についても自主検査ができる対象を広げろというのも、当然の要求として、していかなければいけないでしょうけれども、やはり、そういう要求をするにしても安全だという何かの裏付けが欲しいのと同時に、やはり、この絵が究極的には実現できる見込みがあるのだというその背景のもとで要求しないと、なかなかパンチが出ない話ですよ。

それを両にらみしなければいけないので、私どもも何とか答申の中に書き込んで、もう一押ししたいと思っておりますが、御案内のように、私ども自体に専門知識があるわけではございませんので、皆様これからまた教えていただきながら案文など詰めていきたいと思っておりますので、今後ともひとつ、御教授のほど、よろしく願いいたします。

鈴木参考人 しかし、これは僕に言わせると、今から官の役割とは何だということを議論する問題ではありませんよ。

安念主査 勿論、そうですよ。そのこと自体は。

鈴木参考人 その問題は十分に済ませて、この結論に至っているのですよ。だから、あとは単純にやるのか、やらないのか、「あのときの約束は何だ」と。こういうことに尽きるので、いい悪いの議論ではないのですよ。

安念主査 それはそうです。

鈴木参考人 ここのところの文言も盛んに「検討で勘弁してくれ」というようなことを言うから、ただの「検討すべきである」ではなくて、2 回、念押ししているんですよ。「検討すべきである」と言って、「その結果、よければ認めるべきだ」と、こうやったのは、この「検討すべき」という文言を残してあげるけれども、「検討するのはやめるためのものではないんだぞ」と、「その結果、よければ認めるべきだ」ということに持っていったのですからね。だから、私はこれはもう、フォローアップの問題だと思いますよ。

安念主査 実際、これはフォローアップなのです。ちゃんと役所が、我々とかつて約束したことをきちんとやっているかどうかということです。ただ、やはり役所は役所の本能があって、何か一つ、最後は全く形式だけでもグリップするところを残しておきたいと言いつつ、出さずわけですよ。

そのとき、「やはり最後は、安全性はどうしても我々が責任を持たなければならない」とか言って、持てるはずもないことを持とうとする。その繰り返しを今までもしてきたわけです。今年、また一步でも進めたいと思います。よろしいですか。では、今後ともひとつ、御教授ください。

今日は本当にどうもありがとうございました。